

園児・児童・生徒及び保護者の皆様へ

～発熱や風邪症状がある園児・児童・生徒等への対応について～

【発熱や風邪症状がある園児・児童・生徒等への対応について】

- ・上記理由で「学校を休む又は早退」する場合は、

かかりつけ医や医療機関での受診をお願いします。



【受診の際には、再登校基準について医師に相談】

- ・症状があり新型コロナウイルス感染症の検査を受け陰性と判定された者
- ・症状があり受診はしたが、新型コロナウイルス感染症の検査を受けなかった者



【受診しなかった場合の学校(園)への再登校基準について】

- ・発熱や風邪症状が回復し、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用していない状態で、発熱や風邪症状の消失から少なくとも**72時間が経過**していること。



※学校への再登校には、陰性証明、治癒証明及び登校許可証は不要(保護者から口頭で!)
※上記については、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」となり欠席にはなりません。
※本資料は令和4年1月12日付け県教育委員会発出の添付資料「発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応について」を参考に作成してあります。

令和4年1月20日時点 宮古島市教育委員会